

岩沼市復興整備協議会特別会議 議事録

| | | |
|--------|------------------|---|
| 日 付 | 今回 (第6回) | 平成29年 6月14日 (水) 14:03~14:13 |
| | 前回 (第5回) | 平成29年 3月29日 (水) 14:05~14:20 |
| 場 所 | 宮城県庁9階 第一会議室 | |
| 復興整備事業 | 市街地開発事業 (矢野目西地区) | |
| 出 席 者 | 岩沼市 | 副市長 鈴木隆夫 総務部長 大友彰 建設部長 高橋伸明 総務部復興創生課長 大友康弘 建設部復興・都市整備課長 菅原伸浩 建設部企業用地準備室長 渡辺泰宏 |
| | 復興庁 | 宮城復興局主任専門調査官 高橋博幸 宮城復興局政策調査官 浜谷英一 宮城復興局期間業務職員 高橋亜矢 |
| | 宮城県 | 土木部都市計画課技術補佐 (総括) 板橋治 土木部復興まちづくり推進室技術補佐 (総括) 大沼伸 農林水産部農業振興課課長補佐 (総括担当) 伊藤孝一 震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐 乗田晶子 |

○協議内容

1 開 会 (震災復興・企画部地域復興支援課復興支援第三班 課長補佐 (班長) 白鳥まゆみ)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

岩沼市復興整備協議会規約第7条により、岩沼市長代理人の鈴木副市長が議長となる。

(岩沼市 鈴木副市長)

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れとしましては、まず、復興整備計画の全体について事務局から説明いただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、都市計画決定の特例に関する事項がございますので、この点について説明いただき、質疑を行います。

それでは、岩沼市復興整備計画 (第10回変更案) について、事務局から説明願います。

(岩沼市事務局 大友総務部長)

岩沼市復興整備計画 (第10回変更案) 様式第2により説明。主に、変更部分について説明。

(岩沼市 鈴木副市長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(岩沼市 鈴木副市長)

次に、今回の岩沼市復興整備計画では、4ページ(4-①)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条第2項の規定に基づき、都市計画の決定に関する特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(岩沼市事務局 高橋建設部長)

岩沼市復興整備計画(第10回変更案)様式第2-4-①の市街地開発事業の概要について説明。6月2日に宮城県知事より異議なしとの回答を得ていることも説明。

(岩沼市 鈴木副市長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(岩沼市 鈴木副市長)

復興整備計画は宮城県との共同作成となっておりますが、宮城県として、都市計画課技術補佐の板橋様、いかがですか。

(宮城県土木部都市計画課 板橋技術補佐)

今回の計画は、被災者を含めた市民の雇用確保につながる産業集積地の整備であり、県としては支障のないものと判断しています。

(岩沼市 鈴木副市長)

では、この事項につきましては、宮城県知事のご同意をいただいたものといたします。

以上で、本日の議事を終了いたします。

3 閉 会 (地域復興支援課)

○協議結果

・東日本大震災復興特別区域法第48条第1項の事項について、第48条第2項の宮城県知事同意を得る。